

第 4 2 6 回
令和 7 年度第 3 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 7 年 8 月 8 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年8月8日（金）16：00～16：45

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター 3 A ホール

3 出席者

【委員】 公益代表 片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員、八重崎委員
労働者代表 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐

4 議事次第

- (1) 北海道地方最低賃金審議会専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

○賃金室長

これより令和7年度第3回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

まずは、定足数について報告いたします。本日は、労働者代表の入江委員が遅れての参加となりますが、ほかの北海道最低賃金審議会委員が出席をとなっておりしますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が9名と取材のため11社16名の方が傍聴されていることを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事次第(1)「北海道地方最低賃金審議会専門部会の審議報告について」です。これにつきましては、事務局より報告書を配布し、読み上げてください。

○賃金室長

賃金室長の牧野でございます。本日もよろしくお願いいたします。

既にお手元に報告書の写しを配布しておりますので御確認をお願いします。

これより、読み上げさせていただきます。

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会 部会長 亀野 淳
北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

北海道最低賃金専門部会（以下「当部会」という。）は、令和7年7月14日、北海道地方最低賃金審議会に付託された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関し、労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当部会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は次のとおりである。

（1）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は、全国平均3.9%に対し、北海道は平均4.1%と高い水準となっており、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.6%と比較しても引き続き高い水準で推移している。

さらに、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について見ると、令和6年10月から令和7年6月までの期間は平均6.5%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.2%から上昇するなど引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の賃金水準にある労働者の購買力が低下し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

（2）賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は4.91%（昨年同時期4.51%）、これに対し全国は5.25%（昨年5.10%）であった。日本経済団体連合会2025年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員500人未満事業所の賃上げ率は4.35%（昨年3.92%）となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は4.03%（昨年3.62%）、パート・アルバイト等の賃上げ率は4.21%（昨年3.43%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（北海道が属するBランク（産業計））は3.4%（昨年2.9%）であった。

（3）通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月▲19.7、4～6月▲4.6、7～9月（見通し）1.4であるところ、全国状況は、今年1～3月▲12.7、4～6月▲12.3、7～9月（見通し）▲5.8であった。企業短期経済観測調査（北海道）、（日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年12月19、今年3月18、6月16であるところ、全国状況（中小企業）は、昨年12月10、今年3月10、6月10と推移していることなどから、北海道の景況等は全国と同等あるいはやや高い水準となっている。一方、中小零細企業の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

このように、いわゆる3要素のデータを全般的にみると、昨年度以上に北海道の物価上昇率が高くなっており、全国平均よりも高い水準で推移していることが認められる。また、北海道における賃金上昇率についても昨年を上回る水準であること、企業全体の景況や業況も全国と同等あるいはやや高い水準であることが認められる。

加えて、昨年度の審議において、北海道の最低賃金の決定においても、最低賃金の地域間格差の是正に配慮する必要があるという議論を行ったことを踏まえ、今年度の審議においては、北海道は全国13番目（現時点）であるが、全国加重平均との差が拡大していることから、この点も勘案した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安に2円上乗せした65円にすることが適当であると考えられる。

4 当部会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当部会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上

昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、下請法改正法（中小受託取引適正化法）に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。

- ③ パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

- 5 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げることは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべきとの見解に至った。
- 6 当部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回採決され決定した65円は、目安に2円上乗せされた金額であり、地域間格差是正に向けたものであると受け止め、労働者側としても一定の前進が図られたことは評価できる。しかし、依然として全国加重平均とは乖離していることから、今後も継続的な是正に重点を置いた審議が求められていると考える。多くの未組織労働者は自身の賃金の引上げには関与できず、北海道地方最低賃金審議会で答申される金額が一つの基準になると思われる。また、持続的な地域最賃の引上げには、パートナーシップ構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言について、全ての企業において遵守することが求められ、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁について、より一層の前進を期待したい。」との意見があった。

使用者代表委員から、「賃上げは極めて重要と認識しており、働く人々のセーフティネットとして、全ての企業に例外なく罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、法定3要素のデータに基づく審議が重要であり、とりわけ、企業の賃金支払い能力を重視するとの見解に変わりはないが、今年度は物価高騰の中、生計費も十分考慮に入れ、「物価上昇を上回る賃上げを目指す」との主旨から全国の消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の上昇率プラス1%の額を専門部会に提示したものの、その額は中央最低審議会が示した目安には届かないものになった。審議会においては、政府方針（2020年代に1,500円、地域間格差是正）に配慮することは理解するものの、あまりにも配慮のウエイトが高いと判断せざるを得ない。今後、政府においては、「地方審議会」の在り方や引上げの可能性及び地域間格差の是正について、骨太の方針にある「5か年計画」を早急に具現化し、効果検証をした上で検討するべきものであり、「金額ありき」の考え方には疑問を表したい。

本来、賃上げは実情に即した、持続可能な引上げをしていくべきであり、急激な引き上げは、中小企業の経営に与えるインパクトは大きく、経営者の想定を大きく上回る金額のため、資金調達を含めた諸課題に対応する期間を確保するためにも、次回以降は改正時期を年明け1月とする議論も真摯に行っていただきたい。

原材料・エネルギー価格の高騰により仕入れコストが大きく上昇している中、必要な利益を削りながら賃上げ原資の確保に苦慮する企業への配慮も今後さらに必要であり、価格転嫁を促す枠組みの実効性を向上させることが重要である。」との意見があった。

続いて、別紙1を読み上げます。

別紙1 北海道最低賃金

- 1 適用する地域 北海道の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1, 075円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日 法定どおり

続いて、別紙2について説明します。

別紙2 北海道最低賃金と生活保護との比較について

比較するのは、2年前の生活保護の水準と比較するため、最低賃金も2年前の金額による比較になります。

生活保護水準については、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（106,601円）となります。

令和5年度の北海道最低賃金による1箇月換算額（134,646円）と生活保護水準（106,601円）と比較した結果、北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上でございます。

○亀野会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会報告に関して、何か御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。

特にないようですので、次の議事に進みます。

議事次第（２）「北海道最低賃金の改正決定」に入ります。

北海道最低賃金の改正決定につきまして、専門部会報告のとおり、北海道最低賃金を65円引上げて時間額1,075円とすることを本審議会の意見としてよろしいか採決により決定したいと思います。

事務局から、採決前に入る前に何かありますか。

○賃金室長

採決部分については、撮影不可といたしますので、撮影スタッフの方は、撮影をお控え下さい。御協力よろしくお願いします。

それでは、会長、進行をお願いします。

○亀野会長

それでは、採決に入ります。

採決は、出席委員の過半数をもって決します。

なお、審議会会長は採決に加わりませんが、可否同数の場合は、審議会会長の決するところによることとなります。

それでは、本審議会として、専門部会報告のとおり決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

事務局、確認をお願いします。

○賃金室長

賛成の委員 9 名です。

○亀野会長

次に、反対の委員の挙手をお願いします。

事務局、確認してください。

○賃金室長

反対の委員 5 名です。

○亀野会長

賛成多数と認めます。

よって、北海道最低賃金について、専門部会報告のとおり 65 円引上げて時間額 1,075 円とすることを本審議会の意見といたします。

次に答申文の協議に入ります。

事務局は、準備が出来次第、答申文（案）を配布して読み上げてください。

○賃金室長

それでは、配布いたしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

令和7年8月8日

北海道労働局長 村松達也 殿

北海道最低賃金審議会 会長 亀野淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け北労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので次のとおり答申する。

以下につきましては、専門部会報告書の「北海道地方最低賃金審議会専門部会」の部分を「北海道地方最低賃金審議会」と訂正したものであり、内容は同じものになりますので、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

○亀野会長

ありがとうございます。

この答申文（案）でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議がないようですので、この答申文（案）のとおり、答申することとします。
事務局は、答申文の準備をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、局長及び会長は、議場中央にお進みください。
撮影希望の方は、撮影をお願いします。

○亀野会長

それでは、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたします。
（議場中央において、会長より局長へ答申文を手交）

○賃金室長

局長及び会長は、席にお戻りください。
それでは、会長、進行をお願いいたします。

○亀野会長

ただ今、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたしました。
北海道労働局長より挨拶があると伺っております。

局長、よろしくお願いいたします。

○労働局長

委員の皆様方におかれましては、大変多忙の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ今、北海道地方最低賃金審議会の亀野会長から、北海道最低賃金の改正決定につきまして、65円引上げて1時間1,075円とするという内容の答申をいただきました。

7月14日に諮問をさせていただいた後、慎重かつ集中的に調査審議をしていたことにつきまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本年度は、中央最低賃金審議会の過去最大となる目安答申を受けての審議であり、物価の上昇が続く中で、非常に難しい判断をいただいたものと考えております。

いただきました答申を尊重いたしまして、必要な事務手続を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様方には、今後も引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○亀野会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等につきまして説明をお願いします。

○賃金室長

事務局から、今後の日程について御説明いたします。

本日、答申をいただきましたので、本日付で審議会答申の要旨を公示いたします。公示期間を18日間設定させていただきます。そして、8月25日（月）を異議申出の締切りとさせていただきたいと思います。

異議の申出があった場合は、本審議会を開催して審議することとなります。

異議がございました場合には、8月26日（火）午前10時から異議申出に関する審議のための本審を開催いたしたいと考えております。

異議審で申出のあった異議について棄却となった場合は、官報公示の手続を行い9月4日（木）に官報公示となり、公示から30日経過後の10月4日（土）の発効となる予定であります。

8月26日（火）開催予定の異議審の詳細については、後日連絡いたします。

以上でございます。

○亀野会長

今の説明によりますと、8月25日の月曜日までに異議の申出があった場合は、8月26日火曜日の午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。

議事次第（3）「特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について」でございます。

この件につきましては、本審議会におきまして審議することとしていました。まず、労働者側から意見ををお願いします。

○山田委員

労働者側としては、特定最低賃金の改正の必要性が「有」と考えております。

○亀野会長

ありがとうございます。

次に、使用者側から意見ををお願いします。

○池田委員

使用者側としても必要性「有」と考えております。

○亀野会長

ありがとうございます。

労使とも必要性「有」ということでした。

それでは、4業種の特定最低賃金の改正決定について、必要性有ということでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性については、改正の必要性有として答申いたします。

事務局から、答申文（案）を配布の上、それを読み上げてください。

○賃金室長

それでは、配付いたしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

北海道労働局長 村松達也 殿

北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

以上でございます。

申し訳ありません。答申文（案）の方で北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金法となっておりました。北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金が正しいものです。答申文の方については正しいものになっておりますことを御報告いたします。

○亀野会長

すいません。誤植がありましたので修正をお願いします。

このとおり答申することによってよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、事務局は答申文の準備をお願いします。

○賃金室長

それでは、局長及び会長は、議場中央にお進み下さい。

○亀野会長

それでは、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたします。

（議場中央において、会長より局長へ答申文を手交）

○賃金室長

局長及び会長は、席にお戻り下さい。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○亀野会長

それでは、議事次第（４）「特定最低賃金の改正決定の諮問」でございます。

北海道労働局長から、特定最低賃金（４業種）の改正決定の諮問がなされると伺っております。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金室長

諮問文を読み上げさせていただきます。お手元の諮問文(写)を御確認ください。

北労発基0108第1号

令和７年８月８日

北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 村松達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

以上でございます。

それでは、局長及び会長は、議場中央にお進み下さい。

○労働局長

それでは、北海道地方最低賃金審議会会長に特定最低賃金の改正決定について諮問いたします。

（議場中央において、局長より会長へ諮問文を手交）

○賃金室長

局長及び会長は、席にお戻り下さい。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○亀野会長

ただ今北海道労働局長より、４業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

委員の皆様には、改正決定に向けて御協力をお願いいたします。

次に、特定最低賃金の４業種ごとに専門部会を設置する必要があるがございますので、今後の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

今後の日程等について説明いたします。

特定最賃（４業種）の専門部会の委員は、最低賃金法第２５条第３項及び最低賃金審議会令第６条第１項の規定によりまして、９名以内で構成することとなっています。従来のとおり、公労使それぞれ３名ずつ、計９名で構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日８月８日（金）付けで行います。公示期間を１９日間置きまして、締切りを８月２６日（火）とさせていただき、締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいりたいと思っております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても本日８月８日（金）に公示いたしまして、公示期間を１５日間とさせていただきます。そして、８月２２日（金）を締切日とさせていただきたいと考えております。

提出された御意見につきましては、その後に開催する各業種別の専門部会に報告させていただきます。

特定最低賃金の改正決定の発効日につきまして、１２月１日を目指しますと、１０月２日（木）が答申の期限となります。

なお、第１回目の特定最低賃金の専門部会につきましては、本年度は審議期間を十分とるため、４業種合同会議の開催を見送り、日程調整の上、９月上旬から各専門部会を開催できればと考えております。

今後の日程につきましては、以上でございます。

○亀野会長

今の説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局はそのとおり手続を進めてください。日程についてもよろしく願いいたします。

そのほかに事務局から何かありますか。

○賃金室長

特定最低賃金専門部会の開催に当たって、次の３点について、この場で決議をお願いしたいと思います。

１点目は、設置される４業種の特定最低賃金専門部会において全会一致で改正金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第６条第５項により、専門部会の

議決を本審議会の議決とすることです。

2点目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の議決により、これを廃止することになりますので、それぞれ北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出等期限が満了した段階で廃止することです。

3点目は、特定最低賃金専門部会の公開・非公開についてです。特定最低賃金専門部会での審議では、個別の企業の情報等の非公開情報が取り扱われることが多くありますので、第1回目の各特定最低賃金専門部会について非公開にて開催することについてです。第2回目以降は、各特定最低賃金専門部会運営規程第5条に基づき、各専門部会長の判断によるものとします。

以上の3点につきまして、決議をお願いします。

○亀野会長

はい。ただ今の3点ですね。今の事務局の提案について、何か御意見・御質問等ありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○亀野会長

よろしいですか。

特に無いようですので、事務局の提案のどおり、1点目として、特定最低賃金専門部会において全会一致で改正金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の議決を本審議会の議決とします。

2点目として、特定最低賃金専門部会が、それぞれ北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出等期限が満了した段階で、その任務が終了したとして廃止することとします。

3点目は、特定最低賃金専門部会での審議では、個別の企業の情報等の非公開情報が取り扱われることが多くありますので、第1回目の各特定最低賃金専門部会について非公開にて開催することとします。

この3点について、以上のとおり、決定してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしということで、そのように決定させていただきます。

4業種とも効率的に審議ができますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、「その他」でございますが、何かございますか。

特に御意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

特に専門部会の皆様には、7月14日に諮問されて以降、本日まで長期間にわたり真摯に議論を尽くしていただいたことに改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。